

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成29年6月15日（第8日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成29年平泉町議会定例会6月会議8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、議案第32号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書第3ページをお開き願います。

議案第32号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

当町において、平成24年12月27日に平泉町復興産業集積地区における固定資産税の課税免除に関する条例を制定したところではありますが、この条例は東日本大震災からの復興の円滑な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とした東日本大震災復興特別区域法が平成23年12月に施行されたことに伴い、岩手県において岩手県産業再生推進計画が作成され、国の認定を受け、その計画の中で当町では瀬原工業団地と高田前工業団地、そして当時予定されていた黄金沢企業誘致用地が対象地区に制定されており、この地区に施設や設備を新設し、または増設したものに対しては固定資産税の課税を5年間免除することを規定したものであります。

現条例において、施設の新設、増設の対象は法律に基づき平成29年3月31日までと規定されておりますが、このたび東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等が一部改正され、課税免除の要件である平成29年

3月31日までの施設等の新設、増設について、平成33年3月31日まで4年間延長されたことに伴い、条例においても対象期間を4年間延長しようとするものです。

なお、附則において、この一部改正条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第32号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第32号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第2、議案第33号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第33号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

この案件は平成29年1月16日、午後2時ころ、本町職員が盛岡地方法務局水沢支局に公務出張途中に奥州市役所付近の市道で起こした事故により発生した人身事故2件、物損事故4件、計6件のうち、議決または議会への報告が必要とされる案件の最後の案件でございます。

事故の具体的な内容につきましては、当該職員が公用車を運転中に心臓が苦しくなり、意識がも

うろうとし、対向車線にはみ出し走行していたところ、対向車線を走行してきた車1台が衝突を避けるためハンドルを切ったが間に合わず、その車両後部に接触、続く事故を避けようとして停止していた後続の車1台にも衝突、その車を全破損させた。その後、意識が正常に戻り、状況判断可能となったが、そのまま奥州市道の歩道植栽部の縁石に乗り上げた状態で走行を続け、交差点手前にある菓子店の木造の塀に衝突して停止した事故でございます。

この事故によりまして、人身事故2件、物損事故4件が発生しております。そのうち奥州市道の植栽部の物損事故につきましては、事故報告のみで損害賠償は必要がないと、不要との連絡が道路管理者よりありましたことから賠償は行わないこととしたところでございます。

現在までの損害賠償の状況でございますが、議会定例会2月会議におきまして、議案第2号、第3号で1件50万円を超える損害賠償案件2件を可決いただいております。また、1件50万未満の損害賠償案件につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会定例会4月会議におきまして、報告第2号、報告第3号で報告をさせていただいているところでございます。

今回の議案第33号につきましては、ただいま説明いたしました事故のうち、2台目の自動車の所有者に対する本損害賠償でございまして、この事故によりまして、首を負傷し通院しておりましたが、その治療が終了したことに伴い、損害賠償額が確定しましたことから議決をいただこうとするものでございます。

なお、今回の損害賠償に係る額の支払いにつきましては、平泉町が加入しております岩手県町村会から支出されるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第33号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第33号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについては原案のとおり

り可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第3、議案第34号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書5ページをお開き願います。

議案第34号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

宿泊交流体験施設「浄土の館」は、国の平成27年度の補正予算で創設されました地方創生加速化交付金において、本町の宿泊機能、交流機能を備えた浄土思想の伝承と体験のための施設整備計画が採択され、繰り越し事業として平成28年度に整備したものであります。

指定管理者に関する経過といたしましては、ことしの3月会議におきまして、管理を指定管理者に行わせることなどを規定した平泉町浄土の拠点施設設置条例を議決いただき、これを受けまして、翌日である3月17日より町内の若者を対象とした経営参画者の募集を開始いたしました。

そして、書類審査、面接等を経て、4月14日に2名の経営参画候補者を決定し育成してきたところであります。25日に合同会社ひらいずむを設立、同日、平泉町指定管理者制度導入方針Ⅳ－1－（4）の規定により、構成人の8割以上が地域住民であり、地域振興の中心的担い手として、当町の産業振興並びに当町観光振興に寄与すると考えられる場合に基づき、公募を経ずに選定できますことから、指定管理者候補として選定したところであります。5月19日、第三者委員も交えた指定管理者制度運営委員会によって、候補者は指定管理者となり得る条件を満たしていることが認められ、指定管理候補者として選定した旨の報告を受けましたことから、今議会におきまして議案として上程いたしました次第であります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

簡潔に2点ほどお伺いいたします。

1点目は、現時点で「浄土の館」への問い合わせなど、平泉町外からどの程度来ているのか。

2点目が、「浄土の館」をPRするためのホームページなどが見受けられませんが、今後開設予定などがありましたら、お聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

今現在問い合わせにつきましては、役場ホームページから見られる程度でございますが、学生等の合宿等で4件ほど問い合わせは来ております。町といたしましても、そういう問い合わせがあったときには、「浄土の館」のほうに宿泊もできますというPRはしておるところでございます。

ホームページにつきましては、今、契約終わりましたので、ホームページの開設に向けて、今、手続を進めておるところでございますし、PR用のチラシ等も今作成中ということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

問い合わせ件数のほうが、今4件ほどとおっしゃっていただきましたが、それを踏まえまして、事前に配られた資料の別紙4の収支計画書のほうにちょっと目を移しますと、売り上げの項目のところで、宿泊室1、2、3、4、5の項目がありまして、オープン後は常に365日フル稼働を仮定しているということになっておりますが、正直これは厳しいのではないかなというふうに思われます。

一般企業でいえば、収支計画書というのは1年間の事業の収支予測を客観性に基づいて数値化して、そこに希望的観測に基づいた数字は入れてはならないものであると考えております。これに関し、いかがお考えでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

指定管理者の制度で、ひらいずむのほうから提出いただいたものではございますけれども、それらについても経営指南の中で現実的な数字のものに今、直しているところでございます。365日基本的には休みなしで行うということでございますが、実際には予約等ないときには休みになっていくものというふうに思います。ただできるだけそのようなことのないように、町としても学生さんなどをできるだけ斡旋していくような形で経営をうまく回せるような形で指導してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

ただ、所管課で採点を行って、それで実質ゴーサインを出したというわけですから、今回社員となった若者2人、「浄土の館」に関して是が非でも成功するよう全面的にバックアップしていただければと考えております。その辺の成功に導くための決意表明といえますか、同僚議員の好きな表現で決意表明ですか、していただければと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

行政としてこのような施設を設けるということはあまり近隣ではないことではございますが、やはり平泉町といたしましては、世界遺産というものを前面にやっぱり生かしてやっていくべきだろうと考えております。それらが今まで有機的に観光、商業それらが結びついてこなかった面は少なからずあるかと思っておりますので、そういうものを結びつけていける一つのファクターとして、町としてもバックアップしてやってまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

指定管理者の指定に反対するものではありませんので、冒頭お断りしておきます。

私はこの示されている資料を見て、指定申請書などを含めての話なのですが、まちづくり推進課ならぬ資料を出したなど、率直にこのように思っております。極めて言葉は悪いのですが、緻密さに欠けるずさんな点が多いというふうに私は見てとっています。それで、この指定管理者制度運営委員会が評価と公表を出しているわけなのですが、その中で3点の事柄が述べられているわけです。つまり言わんとしているところは、施設設置の目的を将来にわたって果たす上で、所管するまちづくり推進課の責任というのは極めて大きいですと。そのためにきちんとした指導をしなさいと。こういうことがいわば条件のように付されているわけなのですよ。

今、同僚議員も質問をして答えていただいたわけなのですが、出されているその指定申請書から見える課題というのはいくつかあると思うのです。その一つは、やっぱりオープン初年度来月7月から毎日4.9人、そして来年の4月からは毎日5.9人がこの施設を利用するというのを前提にしているわけですね。これはどだいどのような方が考えても、こういうことにはならないと。少なくとも収支の帳尻を合わせるためにこのようにやられた苦肉の策なんだろうというふうに思うのですが、そこでお伺いをしたいのですけれども、まず1つは、2年間で360万円余の指定管理料を出すということが定められています。この360万円余にした根拠というのは何なんだろうかということが1つ。

それから、指定管理者指定申請書に提案をされております機械警備、防犯カメラの設置、これについていわゆる町に対する要請をしているわけですね。このことについてどのように措置をされるのかということ。

3つ目は、事業内容の中の放送事業者との連携を図りながら多様なメディアによる地域情報の発信に努めると、このように述べられているわけです。そうすると、昨年12月会議の中でいわゆるFMあすもにかわる新たな媒体としての機能をこの「館」に持たせるということも触れられているわけです。したがって、そのようになった場合にその責任所在とメディアに対する報酬、これは指定管理者が出すものか、あるいは平泉町が出すものか。

4つ目、警備システムの月額使用料1万2,000円が未計上です、この5年間の中で。これは仕

様書からいっても問題があるというふうに思うのですよ。そこで、大きなところで聞きたいのですが、仕様書の中では責任分担にかかわる保険加入をなささいというふうになっています。しかし、どれほどの身体賠償あるいはどれほどの財物賠償を必要とするのかということが明記をされていない。これは「浄土の館」の資産価値にも直接かかわってくるわけでございます。利用客の生命、財産にもかかわることでもあります。したがって、この保険料の扱いについてどのようにされるのかということ。

最後ですが、備品の帰属について。お話をしましたように極めてこの「館」の管理事業運営というのは厳しさがあると、こういうことは見てとれるわけなのです。ところが、仕様書の中では備品の帰属について、次のように定めています。町が配備した備品の経年劣化による更新は、町と指定管理者が協議して決定をすると。このように協議をして決定をするということは、町が配備した備品の更新を町がやることもあるし、指定管理者に任せることもあるというふうに読み取れるわけですよ。これは道の駅の仕様書と決定的に違うところなのです。道の駅は、町が直接更新するということになっているのです。その違いは何なのか。こういう脆弱な事業運営体制、基盤であるにもかかわらず、このようにしているというところの背景がちょっとわからない。同時に設置条例、道の駅の設置条例もそうだし、「館」の設置条例もそうですけれども、道の駅の場合は条例に従うと、このように書き込まれてある。ところが、この「館」は条例に基づくとというふうに極めて緩やかになっている。その背景、理由というのはどこにあるのか。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

質問がちょっと多岐にわたりますので、5つかとは考えていますので、その1つ目から、まず指定管理料の360万円の根拠ということでございますが、基本的にはこれ光熱水費を中心に出しておるものでございます。これら光熱水費が7月からと来年は12カ月ということになりますので、光熱水費と若干の人件費等も入れまして、2年間でこのような額という形で試算したものでございます。

あと、機械警備について予算計上されていないということですが、これは基本的に機械警備につきましては、道の駅もそうでございますけれども、町のほうで行う形になっていますので、このたびの補正予算で計上させていただいておるところでございます。

あと、多様なメディアの発信につきましてでございますが、これも国のほうの地方創生推進交付金のほうで、今年度、新年度におきまして採択いただきましたので、今現在、「浄土の館」の1室がまだ改修されていないところございますので、それらの改修をこれから発注いたしまして、そこに関しましてのメディア発信の方々を今、案内を出したところでございます。それで、これから説明会いたしまして、その方々をプロポーザルによって指定していきたいというふうに思っています。これにつきましては、この補助金となっておりますので、この「浄土の館」の指定管理とは別になっております。ですから、補助金を受ける方々をこれからプロポーザルで決めたい

というふうに思っております。それで、「浄土の館」の方々との、この指定管理の方々との関係になりますけれども、あくまで「浄土の館」の指定管理は合同会社ひらいずむにお願いしている。ひらいずむも情報発信のほうの補助金を受ける対象にはなり得ますので、一体になっていただければいいのですけれども、別の事業者がいらっしゃる、選定される場合もございますので、その辺につきましては指定管理を受ける団体と補助金を受ける団体、会社という形でうまくやっていくような形になろうかというふうに思います。

あとは保険の話ですね。施設全体の建物等に係る保険等に関しましては、基本としましては所有者であります町のほうでかける形になりますけれども、中での例えば人的な事故とか、そういうものが起きる場合には指定管理者のほうでかけていただくという形になってございます。これにつきましては、道の駅も同じような形になっております。

それとあと最後でございまして、備品の取り扱いについてでございまして、確かに議員おっしゃるとおり、基本的に道の駅の備品につきましては町のほうで更新していくという形になっております。これは道の駅の備品の中には、国交省管轄の備品も存在してございまして、その辺で基本的に国交省の分は、国の分は国で直しますし、町の方は町で直しますという形になっております。それで、こちらのほうの「浄土の館」については、記載が曖昧ではないかというご指摘もあったかと思っておりますけれども、これ使い方等々もございまして、基本的に宿泊施設ということでございまして、結構どのような形で消耗されるかということにもよりますが、根本的には町のほうで直していきたいというふうには思っておりますが、ただ使われ方等に関して、一般のお客さんが結構入る施設でありまして、そこは若干道の駅とも異なる部分もあろうかと思っております、そのような表現になったところでございまして、使い方等に問題ない場合は、基本としましては町のほうで設置した備品については町のほうで直していきたいというふうに考えておりますが、その辺につきましても両者協議の上ということをつけさせていただいたところでございまして。

以上でございまして。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

いくつかお聞きをするわけですが、そうすると指定管理料の算出については光熱水費と人件費だということなのですが、2019年度から130万円の光熱水費で賄うということなのですね。そうすると、80万円の人件費補助というふうに逆に見てとれるわけなのです。80万円という、この「館」でもって、1年間にパート職員を雇用する金額として計上されている部分なのです。計画書の中では、パートの職員を1名ということになっているのですが、実際に利用客が泊まり、そして食事をし、3年目から食事を出すと書いていますから、そうしたときの維持管理というのは非常にやっぱり厳しいものが想定をされるだろうというふうに思わざるを得ないのです。ですから、やっぱりこの施設の運営がきちっと軌道に乗るまで、もう少し大きい度量で見守っていくということも必要になってくるのではないかと、こんなふうに私は思うわけです。国からの助成

を受けて、そして平泉町の産業なり観光の振興に資するという非常に大義名分があるわけですから、そこはぜひ考えてほしいというふうに思います。

それから、警備にかかわる防犯カメラの設置について、町でやるということなのですが、そうすると、毎月1万2,000円かかるという、いわゆる月額委託料、これはもう計上されていないわけです。そうすると、未来永劫にわたって「館」が存在し続ける限り、町がこの補助をしていくのかという新たな課題がそこにまた惹起するわけなのですけれども、ぜひそのように考えていただきたいというふうに思います。

それから、いわゆる情報発信の体制についてはプロポーザル方式で選定をすると、こういうことですが、それはいつごろに選定されるのか、スタートされるのか、お聞かせいただきたいと。いわゆるFMあすもへの情報発信料の関係ともかかわってくるというふうに思うのですよ。そこで、いつごろを考えているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、最後ですが、保険の関係について中身はわかりました。そうすると、町としてこれまたさっきの警備システムのメンテナンス料と同じで、ずっとかけ続けていくのですか。これはやっぱりそういうわけにはいかないというふうに思うのですよ。その辺のところをお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

町で出す指定管理料の考え方でございますけれども、基本的には2年でひとり立ちできるまで、町でも頑張って、彼らとも一緒にやっていきたいとは思っております。ただ、これもほかの例もございまして、永遠に出していくというふうな形にはならないものかと思っております。そこに関してはぜひひとり立ちできるような形で、まちづくり推進課とも彼らと一緒に、よりよい方向で進めていきたいというふうに思っております。

あと、警備システムのこのお金につきましては、この道の駅もそのとおりなのですけれども、機械は設置はやはり町のほうでしていくような形にはなっていくわけですが、この警備システムもずっと町で出していくのかということはちょっと議論の余地はあるところでございますので、ちょっとそこに関しましては検討させていただければというふうに思っております。

あと、情報発信のほうをどのような形になっているんだということでございますが、これは今現在、町のほうでは2年間やはり補助金を出して、3年目からひとり立ちしていただきたいというふうに思っております。2年間出して3年目から5年間、すなわち7年間はやっていただきたいというふうに思っております。それで、これらはテレビ等の放送メディアを含めまして、さらにはミニコミ誌等の発行等もお願いしていくつもりでございます。今現在、関係事業者の方々60者ほどにご案内を出して、今月の22日に説明会をしたいというふうに思っております。あまりこの手のプロポーザルをやることで説明会というのはないのですけれども、今までなかなかこういう例というのはございませんので、事業者の皆さんも戸惑っているところもあるかと思っておりますので、22日に説明会をいたしたいと。プロポーザルをする日でございますけれ

ども、7月26日にしたいというふうに考えております。これらにつきましては、7月中に決定いたしましてやっていきたいというふうに思っております。先ほども申し上げましたが、合同会社のひらけずむもその候補者の一つでございますので、できれば一体でやっていただくということは非常に喜ばしいことでございますけれども、中身がなかなか大変なものですので、そういう事業者さんたちと合同してやっていくという提案の方式もあろうかと思っておりますので、その辺につきましてはさまざまなパターンが考えられるかと思っております。そういうよりよい提案をしていただければというふうに思っておるところでございます。

あと、建物の保険につきましての話もございました。失礼いたしました。基本的に道の駅もそうでございますけれども、建物の保険、建物に関するものの保険に関してはやはり町でやっていくという形に、これは町の所有物ですので、そのような形になるかと思っております。ただし、中のさまざまなお客さんの対応等々に関する保険は指定管理者の方々にやっていただくという形になっておまして、これは道の駅も同様になっておるところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

指定管理者がやるのか、その団体がやるのかということがあると思うのですが、「館」の収益を上げるという観点からすれば、あの「館」の中に一角を設けて行うわけですから、それも収益として活用できるようなこともぜひ検討をしていくべきだろうというふうに思います。

それから、最後でございます。

先ほども氷室議員が言いました、やっぱりどのようにしてこういう施設をつくったと、これを多くの方に利用してもらえるかというのが大変なこれからの課題だというふうに思うのです。したがって、町のホームページだけに依存をしない宣伝方法、当然のごとく考えておられるというふうに思いますけれども、今、活用していますFMあすもの関係とか、あるいはそれ以外のマスメディアの関係、去年まではテレビ岩手とか、そういうところにもいろいろ情報発信の手助けをしていただいているわけですから、そういったものを活用、そして観光パンフレットへの掲載などなどやっぱり積極的に情報発信をしていくということが求められているということをお互いに認識しながら、ぜひこの「館」の運営が軌道に乗るように汗をかいていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

まさしくご指摘のとおりかというふうに思います。本日、議決をいただきました後にですけれども、21日10時からでございますが、早速、内覧会を始めたいというふうに思っておりますので、時間ある方はいらしていただければと思います。

あと、今ご指摘のとおりでございますけれども、さまざまな機会捉えて、町としても情報発信をしながら運営がうまくいくような形でやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

何点かお聞きしたいと思います。

若い経営者ということで、2名が手を挙げてくれたということで非常に平泉の将来に向けて、こういった若い人たちがそういった事業を起こしてやっていただくということは非常にいいことだということを前提にお伺いするところであります。

この仕様書の中にありますようにこの経営に関しましては、運営に関して非常にもう多岐にわたる事業をこれから行っていくという、本当に理想的なそういうことを目指しているんだということは非常によくわかります。ただ設置条例の中に開館時間、それから年間365日開いていると。そしてその上、宿泊も伴うという時間を考えたときに、今回2名の社員、そしてパートの方、それも1日5時間ということで想定しているわけなのですが、この緊急時のマニュアルとかそういうところもつくっていくという仕様書の中にも書いてございます。そして、夜間、宿泊に関しては必ず1名以上は配置するという形になっているようですが、これだけ多岐にわたる事業を展開する上で、先ほど課長のほうから宿泊あるいはそういった貸し出しのない期間は休んでいただくというようなお話もございましたが、そこの辺の無理がない人員配置になっているのかということをお伺いしたいと思います。そして、人件費につきましても、ここ5年間については2名プラスその1名という収支予算になっているようですが、このとおりそれこそ本当にブラック企業と言われるような働き方にならないようなことをちゃんと想定しているのかということが1つ。

それから、この予算、収支計算書の中に出ております中で、機器についてはコピー機、コピー機のリース料という形で計上されておりますが、このほかのOA機器といえますか、そういうところは計上されていないようですが、それはどういった用意になるもののでしょうか。そして、決算書、それから貸借対照表というようなことを毎月、毎年度に報告ということになっているようですが、そうしますと、パソコンに入れるソフト、会計ソフトとかそういうことも出てくると思うのですが、そういったところの計上がないですが、それはどういうふうになっているのでしょうか。

それから、予算のところには地域連携斡旋手数料という予算が計上されております。この内容についてどういったことを想定しているのか、このことについて伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

ご質問あった人員の配置についてでございます。

今現在この「浄土の館」では8事業を、先ほど議員ご指摘のように多岐にわたるということでございますが、これは最初から全てやれるとは当然のことと思っていなくて、ただ将来的にもやる可能性のあるものというものを上げておるということでございます。ですので、これが事業展開がある程度軌道に乗ってきますと、当然のことながら人的配置は足りなくなってくるんだらうなと。むしろそのような状況が訪れるような形に町としてもやっていきたいなというふうには思っております。その場合に、次には人がいるのかということも当然考えなければいけないこととございますが、ぜひともそのような形でなっていけるようにしたいと思っております。今現在は2名でございますけれども、1名の方の非常勤の方の大体めどはついたという話は聞いております。ただ現実的にも3人でもやっぱりかなり厳しいんだらうなというふうには思っておりますので、その辺は開業までに体制を整えられるような形にしていきたいと。ただいづれ人が多くても今度は赤字になっていくということにもなりますので、その辺は微妙なバランスの中で保たれていくものではないかなというふうに思っております。

あと、OA機器のリースに関しましては、基本的にはリース料として計上されているのはコピー機になっておりますけれども、合同会社ひらいずむのほうで、さまざまな機器はみずからそろえていくということで考えておるようでございます。必要なものにつきましては、足りないものに関しましては借入れ等を行ってオープンに向けて揃えていくという形で考えておるというところでございました。

あと、地域連携の斡旋料というのは、これはさまざまなこと想定はされておりますけれども、例えばあそこの会場を使って、ガイドの会のさまざまな事業を行うとか、あとは毛越寺さんにご案内するとか、あとはさらには座禅などに斡旋していくとか、それらのことによる手数料というものも考えておるというようなことを聞いておりました。いろいろな意味で町のさまざまな事業、もしくは中尊寺、毛越寺の事業への斡旋等々を考えて、この斡旋料というものを取り組んでいくというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

お答えにもありましたけれども、緊急時といいますか、宿泊施設となりますと、この中にそれぞれ男性、女性と分かれたシャワー室、トイレと、そういったところが設置されて、それでやはりその管理といいますか、1人が必ず夜間は配置するという、いろんなさっき保険料のことも出ておりましたけれども、いろんなところが想定されるところが非常に多いのではないかと思います。そして、やはりいろんな事業については初年度からはまず行わなくて、2年、3年度ということになっているようですが、やはり心配しているのはそういったトラブルにきちんと対応できるのかということをやっぱり心配するわけです。そして、基本的に宿泊というか、そういうところを第一の目的にするのであれば、そこをきちんとクリアした上でやはり体制を整えて、次に進むというようなやり方がいいのではないかなというふうに思うところです。

それから、この収支計算書の中に初年度はどうしても33万円ほどの赤字を想定しているという
ことで、それは自己調達資金で対応という形になっておりますが、これもこれでいいのかどうか
ということと、それから、備品に関しましても本当にぎりぎりの調達、そしてそれ以外のところは
協力者のという、非常に気持ちはわかるのですけれども、やはり危なっかしいという、非常に
そういうことを感じているわけです。そこのところはどういうふうを考えているかということをお
伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

人的な体制等に対しましてはそのとおりでございます。当初からは基本的には3人を考えてお
るわけでございますけれども、2人プラス非常勤という形ではございますが、これやはり軌道
に乗ってくるとなかなかそれでは対応できないものだろうと思っております。今現在、トラブル
対応等々のマニュアルも作成中ではございますけれども、それらを整えましてオープンに向けて
いきたいと思っております。基本的に最初はやはり宿泊がうまくいかない、当然のことながら
基本中の基本でございますので、そこをがっちり固めてまいりたいというふうに思っております。
7月には早速、大学で合宿で使いたいというのが受けておりますので、それらに対しましてまずう
まくいくような形でやってまいりたいというふうに思っております。やっぱりここが一番大事など
ころではないかというふうに考えます。

あと、初年度のその自己資金でやっていくという赤字に関してはどうなんだということござ
いしますが、これはおっしゃるとおりでございます、会社からの提案で出されたものでございま
すけれども、基本的にこの中には本来は赤字になった分を自分たちでという形では書いてありま
したが、インターネットの予約サイト等に支払う分等も入っておりますので、それらをなくして
いくという形で今現在は予算書をもっと、予定のこのお金の出し方につきまして、もっと細かく
精査して、実際的にはこのような赤字にならないような形で切り詰めて直して、実態に即したも
のとして今、整理しているというところでございます。あくまでこの収支予算書に関しましては、
申請者が提案してきたものでございますので、これらを今、精査しまして黒字化していくような
形で今やっているというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

1つ最後にお聞きしたいのですが、ホームページのところはこれはドメインサーバー更新費用
については町でということになって、ゼロの支出となっておりますが、この辺は町のホームペ
ージの中にそういったものを入れていくのか、あるいは別な形でのホームページを立ち上げを依頼
するのか、そこのところはどういうふうな形で行うのでしょうか。先ほど課長のお話にもありま
したけれども、OTA手数料という形で、これ、じゃらん、楽天とかそういったところでの申し
込みが今結構多いというところで、そこの中でも内容については非常にそのあたりに情報として

入れることは非常に有効だというふうなのを聞いているのですが、それにプラスしてホームページということになるのか、そののところが最後に伺っておきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

ホームページにつきましては、新年度の予算で当課のほうで予算措置しておりまして、過日、入札によってつくっていただく業者さんが確定しております。それで、その中に当然のことながら、中身、値段等々を公表はしていきたいというふうに思っています。ただ、先ほども申し上げましたとおり、インターネットサイトでの大きな事業者さんたちに登録するほどの部屋数はございませんので、むしろその小さな小規模な数の建物だということを売りにして、さらには平泉町のさまざまな観光業種とのタイアップした商品化というものをホームページで宣伝して行って、お客さんを確保していきたいというふうに考えておりまして、それにつきましては今「浄土の館」の運営のひらけずむの方々と、うちとでさまざまな事業に練った旅行商品的なものをつくっておりまして、それらを今後ホームページにアップして、お客さんたちをとっていきたいというふうに思っておるところでございます。

もともとこの施設は宿泊だけではなくて、交流体験、平泉の文化をわかっただけということをお大前提にしておりますので、ただの宿泊施設ではない、そういう付加価値をプラスにしたものとして展開してまいりたいと思っております。そのためにはやはりホームページは必要でございますので、単独のホームページをつくりたいと思っております。当然のことながら、町のホームページにもリンクできるようにはしたいと思っておりますけれども、情報発信の大きなツールでございますホームページは新たに設けたいというふうに思っておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

今3人の議員からも指摘されていて、指摘といいますか、私も共通認識だし、青木町長に対して出された指定管理者候補者の選定結果に関する報告書、町の指定管理制度運営委員会の評価の資料なのですけれども、(3)に事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有している者であること、ということで5点評価なのですけれども、①の収支の関係、それから2の安定的な運営可能となる人的能力というところで、収支計画の実現可能性あるかということで5点評価のうち3.0と一番低い、項目の中では。それから、その職員構成、職員数は十分かということでは3.1ということ、2番目に低いということ。

そうしますと、今3人の議員からも言われていたし、私も感じたし、町としても、あるいはこの運営制度の指定管理の運営委員会でも認識は一致しているんだと思うのです。結局ここが大変だぞということで今さまざまな意見が出たということだと思っております。もちろんいわゆる平泉町は通過型ということで、宿泊施設もなかったりというのは私も認識しているし、そういう中で一般の宿泊施設、ホテルとか民宿とは違ったこういう施設は必要なんだろうとも思うのです。です

から、行政がそこに何らかの手を打つというのは当然あるんだろうと思うのです。ただ、やはり前もっていろいろ質問されたところと重なると思うのですけれども、ブラックというふうにも私と思わずメモをとったわけですしけれども、図らずもそういう話も出たわけですが、人件費が2021年度で480万、2人とパート1人となると、もう200万以下となるわけです。それから、稼働率もさっきの施設の性格上いろいろあると思うのです、いろいろ学生さんとか。稼働率がその2021年度でも46%というふうになっていました。そうなる、なかなかいろんな食事の問題とか、いろんな事業展開とかあると思うのです。ただ、これではなかなか見通しが出てこないなど。必要ないとは私は思わないけれども。それで、いろんな経過があって、若い人が手を挙げて、では、この人たちどうやって生活するのかなと率直に思ったわけです。だから、もう少しこの辺の見通しのところはというふうに町では考えたのかというところを伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

収支計画は、その会社のほうで考えてきたものではございますけれども、町のほうとしましては先ほど来、こちらで何度かお答えしたところではございますけれども、不必要な部分の歳出、支出をできるだけ抑えて、その辺は改善していきたいというふうに思っております。皆さんから先ほど来、出ておりますとおり、やはり人件費が足りないのではないかと、人員も足りないのではないかとということをご指摘のとおりでございますので、そのような形にならないような形で基本的に支出を抑えながら収入を上げていくということを考えていかなければいけないと思っております。それらをやっていくことで議員おっしゃるような厳しい状況というものをできるだけ回避してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

いずれなかなかわからない答弁だったので、率直に思ったわけです。いずれにせよやはり若い人が手を挙げて頑張ろうということに基本的にはなったんだろうと思います。そういう点では本当にどうやってこの人たちはこの収支という計画の中で生活するのかというところが本当に心配で、やはりそういったところを考えると、必要な施設だけでも、本当にうまくいくような相当のもう少し緻密な方針なりというのを町としてもやっぱり持つべきではないかなというふうに思います。その辺もしっかりと私としても求めたいし、その辺についてはどういうふうに考えるかということでお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員おっしゃるとおり、やはりこれを運営していくというのは本当に並大抵のことではないなというふうには考えております。町でも今までやったことない事業ではございますけれども、や

はりここに踏み出すことというのは彼らとともにやっていくことは非常に必要だろうなと思って
おります。今現在も経営についてさまざまなコンサルティングをしていただいている会社にお願
いしているところではございますけれども、これらやりながらもさまざま点が足りなかったな
というふうに思う部分はございますので、それらを解消しながら黒字経営をできるような形で町で
もバックアップしてまいりたいというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

8 番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

「浄土の館」についてはいろいろご指摘というか、質問が上がりましたようですが、この1年
間についてこの入れ込み人数、どういう予定で人数を見られておりますか。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

お客様の宿泊の数につきましては、稼働率を30%という形で計算をしておるとこのよう
でございます。それで、稼働率30%というのは基本的にはそれほど高くない数字ではござい
ますが、町内全部を見渡すと、当然波がかなりございますので、その中ではそんなに低い数字では現
実的にはないです。日本全国見渡すと、そんなに高い数字ではないですが、町としての目標とし
ては結構高いかなと思っています。これを実現できるようにさまざまな施策をしてまいりたいな
というふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

8 番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

八重樫課長が今そういう方向でお話しされましたが、中身でいろいろ質問の中で、がっちり
というお話が出ましたけれども、どうぞがっちり頑張って進めていただきたいと思います。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第34号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを採決し
ます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第34号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについては原案のとおり可決しました。

ここで休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

先ほど諸般の報告漏れがありました。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会6月会議に町長から提出された追加議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

それでは、日程第4、議案第35号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第35号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

6ページの裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は、項の補正額でご説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

9款地方交付税、1項地方交付税603万円の減、これは特別交付税の減額でございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金995万5,000円、これは他市町村受託分の保育所利用者負担金571万7,000円の増額と平泉スマートインターチェンジ整備事業負担金423万8,000円の増額でございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金4,813万9,000円の減、これには東北観光復興対策交付金4,143万5,000円の減額、特別史跡無量光院跡保存修理事業補助金483万4,000円の減額が含まれております。

14款県支出金、2項県補助金371万7,000円の減。

17款繰入金、2項基金繰入金364万円。

19款諸収入、5項雑入798万3,000円の減、これには発掘調査原因者負担金410万4,000円の増額、バス乗車賃1,339万3,000円の減額が含まれております。

歳入合計補正額5,227万4,000円の減。

次に、歳出でございます。

7ページをお開きいただきたいと思っております。

1款議会費、1項議会費4万5,000円の減。

2款総務費489万2,000円、1項総務管理費346万円、これには再任用職員給料394万円の減額、社会教育施設基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託料600万円の増額が含まれております。2項徴税費4万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費77万円、5項統計調査費61万8,000円。

3款民生費193万4,000円、1項社会福祉費160万5,000円、2項児童福祉費32万9,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費427万8,000円。

6款農林水産業費、1項農業費133万4,000円、これには農業用施設維持工事費、地域課題対応事業分でございます、250万円の増額が含まれております。

7款商工費、1項商工費5,349万4,000円の減、これには観光案内所機能強化事業業務委託料543万9,000円の減額、定時通訳ガイド設置事業業務委託料1,593万9,000円の減額、仙台空港二次交通対策運行調査業務委託料3,948万円の減額が含まれております。

8款土木費497万1,000円、1項土木管理費333万円、2項道路橋梁費281万3,000円、これには町道祇園線工事費8,760万円の増額、用地取得費8,760万円の減額が含まれております。5項住宅費117万2,000円の減。

9款消防費、1項消防費2万9,000円。

10款教育費1,617万3,000円の減、1項教育総務費7万8,000円の減、2項小学校費250万9,000円、これには平泉小学校スチームコンベクションオープン購入費251万7,000円の増額が含まれております。4項幼稚園費47万4,000円の減、5項社会教育費1,895万9,000円の減、これには無量光院跡復元整備工事費802万2,000円の減額、世界遺産登録推進費の職員給料265万6,000円の減額が含まれております。6項保健体育費82万9,000円。

歳出合計補正額5,227万4,000円の減。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

収入のところの雑収入でしょうか、9ページでございます。自治総合センターコミュニティのが130万、それからバス乗車賃ということで、マイナスの1,300というふうになってはいますが、この辺の内訳をお伺いしたいと思います。

それから、10ページの裏側です。裏側の地域活力推進費でございます、の工事請負費の中で、工事費マイナス250万というふうになってはいますが、この辺の内訳も含めてお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

9ページの収入、雑入のところの自治総合センターコミュニティ助成金の130万についてでございますけれども、これは宝くじ助成金のほうで12区から申請あったものがつきまして、これが雑入として入ってきております。これでそれが支出のほうでは、10ページの裏側のほうに、自治総合センターコミュニティ助成金という形で歳出のほうが出ておるという形になっております。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

雑入のバス乗車賃の1,339万3,000円についての件についての説明を申し上げます。

これについては、13ページの裏の4目の観光振興費の13節委託料の仙台空港二次交通対策運行調査業務委託料の3,948万円に係る分でございます、これにつきましては観光庁の復興対策交付金を活用して事業を運行しようということで、平成28年度の補正で予算化をいたしまして、継続して新年度の予算で決裁をいただいたところでしたが、平成29年の4月に復興庁のほうから不採択という決定が下されまして、それに伴いまして、仙台空港の二次交通に係る委託料の一部を減額したところでございますし、あわせてその乗車賃のあたりは雑入に入れるということにしておりますが、予算採択にならないということでしたので、それに係る減額というふうになっております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

それでは、10ページの裏の11目の地域活力推進費1,000万円のうちの250万円の減額につきましてのご質問にお答えいたします。

この予算につきましては、各行政区から出されております地域課題に対応するための予算1,000万円でございます。このうち今回250万円を減額させていただきまして、具体的に4区と6区から出されてございます農業用水路の補修という案件がございます、それについては具体に対応できる場所が確定してございますので、250万円を減額いたしまして、13ページの農林水産業費の1項農業費の中の農地費に250万円流用いたしまして、増額をさせていただいているところでございます。この中でその4区と6区の農業用水路の維持工事を対応させていただくために今回補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

宝くじ助成金で12区に助成金をということなのですが、その12区で申請されている事業は何なのでございましょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

12区からの申請につきましては、百歳いきいき体操等々を行うためのカセットテープなどのメディアがないということで、それらを設備するものでございます。さらにそれ以外の修繕等を含めて全額で130万という申請が来ておりまして、このたびそれが宝くじ助成のほうで満額ついたという形になっております。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

そうすると、それはそれでよろしいのですが、百歳のいきいき体操のことになれば、保健センターとのかかわりというふうなところではないのですか。そのテープとかそういうのは、これから他の行政区でもそういうテープとかそういうのもご用意して、そして地区ごとにやっていくことが期待されるわけですけれども、そういう他の行政区等の関係はその音響設備というか、そういうのはどのようにお考えになるのですか。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

このたび12区のほうから申請ありましたのは、その百歳いきいき体操だけには限らないんでございますけれども、それらをテープとかではなくて、それを映す、使うものがないということで申請のほうに向こうから上がってきました。うちのほうでは、この宝くじ助成につきましては、県のほうに進達していくような形になっておりまして、その申請がそのまま県のほうに行って、国のほうに行って採択されたという形になっておりまして、ちょっとほかのところではどのような状況になっているのかというのはちょっと存じ上げないところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

5番、真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

2点教えてください。

1点目は、9ページの発掘調査原因者負担金の410万4,000円であります。これの算定基準というふうなものがあれば、それから、調査件数、箇所について教えていただきたいと思っております。

もう1点が、15ページの裏、平小へ導入したという備品購入費、通称スチコンと言われる調理器具ですが、251万、随分高額ではないかな。一般的にはこの半分ぐらいなもんだという認識だったのですが、容量的に何リッター程度のもので、同時に調理できる人数分はよほど大型なものかどうか、ちょっと高いような気がするのですが、その2点お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

9ページ、発掘調査原因者負担金410万4,000円ですが、これにつきましては2件の発掘調査がございまして、その調査費ということになります。場所につきましては、1つは中尊寺、もう1つにつきましては三日町に所在するところであります。

算定基準ということでございましたけれども、概ねその場所場所によりまして、何ていうんでしょうか、調査費平米あたりでいくらぐらいということで算定していくわけですけれども、場所場所で違いがありますもんで、周辺の調査の状況とか、そういう過去の実績等を踏まえながら算定するものになります。したがって、その2カ所について、合計が410万4,000円ということになります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

小学校費の学校管理費の備品購入費251万7,000円でございますが、スチームコンベクションオーブンの入れ替えということでございます。このオーブンの機能につきましては、タッチパネル、ハイブリッド、全自動洗浄機能搭載ということで、ホテルバン10段、870掛ける795掛ける1,680という、そういうことになってございまして、それを更新するというので入れ替え費用等を含めまして、この金額で補正をお願いしようとするものでございます。

なお、これまで使っておりましたスチコンにつきましては、蒸気の出る部分の部品が不具合で、スチコンで蒸し調理ができない状況となっておりますし、老朽化によりパネル基盤、カートリッジ等を交換しなければならない状態が続いて、エラーもたびたび出ているというところなので今回更新をお願いしようとするものでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

そのスチコンなのですが、さっき聞いた容量、容積は何リッターのもの、これ通常出しているやつですと、この半額程度のものではないかと思うのです。よほど大型のものなのか。これ1台ですか、それとも2台入れられるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

1台です。議員ご指摘の容量の数値がちょっと今申し上げた寸法しか入っていませんでしたので、ちょっと時間をいただいて確認したいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

では、確認をお願いします。通常ですと、ホシザキさんのやつが一番学校関係出回っているのかなというふうに思いますが、概ね140、50リッター、120、30万程度のものだというふうに知識としてはございますので、金額が随分異常に高いなというところを指摘しておきたいと思います。後で回答をお願いします。

それから、先ほどの発掘関係の算定基準についてですが、当然その場所によっていろんな条件があるということでありますが、基準になるのはその人員数ということになりますか。そこだけをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

一番大きい部分は、議員おっしゃったとおり、人件費の部分になりまして、発掘作業員がいるわけですけれども、その人件費が大体7割近くを占めているという状況です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

10ページの総務費の3目ですが、財務会計システム用のプリンター購入費が計上されていますが、総務省の統一的公会計の基準が本年4月から制度化されるわけなのですが、本町の場合は一般会計の財務4表の中でコスト計算書が未開示になっているのですが、それに対応できるシステム用のプリンター購入費ということなんでしょうか。これが1点。

それから、その裏のページの11目の地域活力推進費の関係でございますが、いわゆる毎年度ごとに1,000万円をもって地域課題について対応するという間にこの間、答弁がされてきたわけなのですが、250万円がそちらのほうに4区、6区のほうですか、行ったわけですが、残り750万円の平成29年度の地域課題対応としてどのような予定がされているのかをお伺いしたい。

以上。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

はじめに、プリンターの購入費用の中の今回購入しようとするプリンターが財務会計4表のコ

スト計算書に対応しているかというような問題でございますけれども、これにつきましては、すみません、そこまで確認してございませんので、これは後ほどお答えさせていただきます。

それから、地域活力推進費、今回の補正をお願いする中で750万の残が残るわけでございますけれども、これの活用につきましては今後の区長会議の中で、もう既に地域課題として挙げられている箇所数はございますが、そのほとんどが大型事業という形で事業費が多大にかかる事業、またはすぐに対応できないような事業が多くなっていることもございまして、今後また引き続き区長会議の中でお諮りいたしまして、具体に対応できるものを調整しながら750万円につきましては、次回の議会に補正予算として組み替えするような形で対応させていただきたいというふうに思っております。9月会議におきましては、残額の750万については具体的に実施する課への予算の組み替えを考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

8ページの裏の歳入の5目の商工費国庫補助金、これが東北観光復興対策交付金ということで観光費補助金が4,143万5,000円が減額になり、そして、13ページの裏の支出のところ、4目観光振興費、この中の3つが減額になった。その歳入が減額になったので、この支出のところも減額になったということだと思いますが、当初これは計画の中に入り、そして実施計画の中でも2カ年ですか、2カ年にわたって計上されているということで、新年度4月になって、これは採択にならなかったということなのですが、その採択にならなかった旨の内容、どういうために採択にならなかったのか、そういうところは国のほうから通知など受けているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

この事業は平成28年度の補正予算で予算を計上して採択になったところですが、原則その補正予算を組んだ平成28年度から3カ年事業ということでしたので、平成28年、29年、30年までの3カ年事業ということで国の採択を受けたところでした。しかし、4月になって不採択というところでしたが、その理由については観光庁のほうからは理由についてはこちらにはお知らせがないので、理由についてはこちらでもわからないような状況です。ただ、県のほうとかからの情報をお聞きしますと、大変3年間の予定ではありましたが、いろいろなところで連携事業などを組みまして、新年度予算に計上された自治体が大変多かったというところが原因だと思いますというふうなお話を承っておりますが、具体的にどの事業がどの部分がまずくて、こうすると採択なのか、具体のところは何もございませんので、原因はこちらでは承知できないというような状況になっております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

これは総合計画にも関係してくることだと思うのですが、やはり計画の継続という意味で財源がもちろん基本でしょうから、そういったところで地方は国に対して何も言えないのかなという、何かそういう地方分権と言いながら、そういった事業に対しての継続がなかなか財源がないためにできないと。その場その場という事業展開になるというのが非常に感じる場所ですので、その辺も地方自治体としてのやはり独自のその事務のこの大切な事業とか、これはというようなどころもやっぱりきちっと勘案しながら進めていきたいと思えますし、国に対しての、それからやはりそれを計画していた団体もあるわけですね。そういったところへのやはり説明といいますか、そういったところも必要と思われませんが、このことについてはどうお考えでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

これに係る不採択の情報というのは4月5日に内示という形でお示しをされたところで、早急に町では大変大きな予算であったことから、内部で検討をしたところです。あわせていろいろなところと連携しているのですが、特に二次交通の関係については松島町との連携事業でしたので、松島町、それから事業を受けていただいている県北自動車さんについても早急に協議をしたところです。あわせて運輸局とか、岩手県、それから仙台市等ともそれぞれ打ち合わせをして、今後の対応について検討をいたしました。幸いにして仙台二次交通事業につきましては、仙台空港からの直通バスにつきましては、事業主さんの大変多大なるご協力をいただくことで運行は継続して、事業を実施させていただくというようなお話をいただいております、町としても松島町といたしましても、できる限りの支援をしていきたいというふうに考えていたところです。

あわせてほかの2つの事業につきましては、1つは観光協会に係る観光案内所の機能強化ということで、中国語、英語が話せる職員の配備ということで2人分の予算化をしていたところですが、これにつきましては観光協会と相談をいたしまして、1人分の人的な予算ということで臨時職員の賃金ということで、4目の19節の今回補正で上げさせていただいております、藤原祭・大文字等の補助金ということで206万5,000円、これにつきましては1人分の臨時職員の賃金ということで今回お願いをしているところです。観光協会ではガイドペンなどの独自の事業も大変軌道に乗っております、1人分の人件費等は賄える状況にはありますが、今回ご承知のように道の駅が新たに開設したことに伴いまして、業務量等が見込めないということもあり、1人分を町のほうで補助をするという形にしております。ただ中国語、英語が話せる職員にするか、日本人にするか、そこは観光協会さんにお任せをしておりますが、現在のところ、中国語、英語を話せる職員については1人ずつは確保させていただいておりますので、そのサービスがなくなるということはないような状況にしていきたいというふうに考えております。

あわせて定時通訳ガイドの設置事業委託料につきましては、これにつきましても委託先である観光協会、それから、ひらいずみ通訳・ガイドの会のところと相談をいたしましたが、何せ額が高額でございますので、今回は町の財政事情も説明を申し上げ、今回はこの事業は見送るという

ことで全額予算をおろさせていただくことといたしました。ただ、サービスとしては、ひらいずみ通訳・ガイドの方が有料で観光客に案内をするというような体制は整っておりますので、もう少し援助をして軌道に乗せたかったのですが、また少し状況を見ながら使える補助金等があれば、また申請にチャレンジというか、していきたいなというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

歳入の8ページの裏なのですけれども、教育国庫補助の関係が700万ほど減るということで、無量光院の調査事業ということになっていますが、この辺をちょっと内容とその影響といいますか、たぶん13ページのこの発掘関係の遺跡関係の関係なのかなとは思っておりますけれども、内容とその影響についてちょっとお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

8ページの裏ですけれども、国庫補助と県の補助ともに無量光院の保存修理事業、それから平泉遺跡群発掘調査事業、それぞれが減額となっております。これは国のほうのシーリングがかかりまして、その交付決定によって減額ということになったわけなのですが、具体的に事業費額で申し上げますと、無量光院が総額で7,051万3,000円だったものが6,104万7,000円ということになりました。大体13%ほど減額ということになりまして、それともう一つ、町内平泉遺跡群発掘調査事業費のほうですが、これは総額が2,230万で申請しておりましたが、1,790万ということで、こちらのほうは約2割減額ということになっております。これらにつきましては、ここ近年、復興のほうの予算の関係もありまして、減額というのが続いてきておりました。加えて昨年の熊本の地震がありまして、かなりの文化財の被害がありまして、そちらのほうのやはり復興のほうへ予算のほうが行くということをお聞きして、やはりその結果だったというふうに思っております。

これからの見通しというところにかかわってくるわけですが、無量光院も毎年10%から20%でしょうか、減額が続いておりましたので、現在、復元整備を進めておりますが、年次的な部分でおおむね平成32年を完了見込みとしているところですが、今後、あと数年になるわけですが、今後も減額の状況によっては進捗状況に影響が出てくるのではないかとというふうに思っております。

もう一つの平泉遺跡群の調査関係のほうですが、こちらのほうは住宅関係の補助金になりますので、今回約2割減ったということになりますので、予定している調査件数もその分影響が出てくるということが予測されまして、ちょっと心配なところがございます。何とかいろんなところを調整しながら、できるだけ住宅のほうに影響のないように進めてまいりたいと思います。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わりたいと思います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第35号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第35号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

議 長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

先ほど真竈光幸議員からの質疑に対し、教育次長から発言の申し出ありましたので、これを許可します。また、高橋伸二議員からの質疑に対し、総務課長から発言の申し出ありましたので、これもあわせて許可いたします。

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

先ほどのスチームコンベクションオープンの庫内の容積については、212リッターということになってございます。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

高橋伸二議員からのご質問の議案書10ページ、財務会計システム用プリンターの購入費の関係での今回導入しようとしているプリンターについては、公表資料でございます財務4表に関連するコスト計算書のプリントアウトは可能かということでございますけれども、これにつきまして

は現在、総務省から示されてございます公表内容についての書類については全て対応できるという内容でございますので、お答えを申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

日程第5、議案第36号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第36号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

19ページ裏をごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

11款諸収入、2項雑入4万2,000円、一般被保険者第三者納付金でございます。

歳入合計4万2,000円。

次に、歳出でございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等20万円の減。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等24万2,000円、前期高齢者納付金の増額でございます。

歳出合計4万2,000円でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

今回提示しておりましたのは4万2,000円でございますが、医療費の支払いについてでございます。この二重に支払いがないか、あるいはその二重支払いの原因が見つかったことないかということで、この2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

二重の支払いということでございますが、医療費の支払いにつきましてはご存じのとおり、被保険者のほうから保険証を医療機関に提示いたしまして診察を受けると。それがあとは各医療機

関から国保連を通じて、各市町村で国保から支出されるというふうな、いわゆるこれが現物給付というふうに言われておりますが、そういった形で支払われております。

それで、いわゆる二重の支払いといったような場合があるかということなのですが、全て国保連、それから市町村において、それらも含めていわゆるレセプト点検を行っております。そういう中で、もしそういうことがあれば当然その支払いはもう1回医療機関のほうに戻すといったようなことで訂正をされるというふうなことになります。

それで、全くないということではないというふうには思いますが、あまりそういう重複したような請求というのはあまり聞いたことはございません。よくあるのがいわゆる資格が喪失した後のいわゆる本来、国保から社会保険にもう既に移っていて、その後に使われるということとか、そういったことはありますが、あるいはその診療の内容でこのいわゆる薬剤の投与が本来必要なのかとかいったようないわゆる内容点検になるわけなのですが、そういったことはございますが、単純なその二重的なものというのはあまり例がないようにこちらとしては記憶しております。ということで、いずれレセプト点検を国保連、それから市町村において行っておりますので、そういう中で点検をされていくということになります。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

今ご説明いただきましたけれども、レセプト点検ということでございますが、投薬についてでございます。投薬であれば、半月に1回の投与されると、あるいはその1カ月に1回ということでございますけれども、その患者の方にお聞きしましたけれども、薬がなくされたということで、もうこれは2回ということで、その医師では発行できないわけですが、その辺についてはどういうふうに思われますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

診療内容につきましては、各医師の判断において行われております。そういうことで、あと投薬の基準につきましても、それぞれ基準がございまして、いわゆる処方箋を医師が書いて、それをもとで薬局でそれぞれ投与を受けるといったような仕組みになってございます。そういう中でそれぞれがチェックをされておりますので、また先ほど言いましたように国保連ないし市町村の中でそういった内容点検が行われますので、そういったようなことはあまりないというふうには思います。いずれあれば当然内容点検において、それはちょっと疑義があるという形で、いわゆる再審査というのですが、戻される場合はあるということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

今ご説明いただきましたけれども、あればというお話ですが、今までには確認されたことはな

いのですか。なかったのですか。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

全くないかと言われれば、それはある場合もあります。それから、投薬だけではなくて、いわゆる診療の中身ですね。これが全部点数化されておりますので、それらが例えばとれるかといったようなことがよくあるわけです。そういうことで内容点検の中でそれらは全てチェックするということになります。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第36号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第36号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第6、議案第37号、平成29年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書の21ページをお開きいただきたいと思います。

議案第37号、平成29年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

21ページの裏をお開きいただきたいと思います。

平成29年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書。収益的収入及び支出でございます。項目

同額でございますので、目の補正額でご説明をいたします。

支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、5 目経係費 6 万 5,000 円。

支出合計 6 万 5,000 円。

今回の補正は、人事院勧告によりまして、各種手当が改正されたことに伴い、補正をお願いしようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 37 号、平成 29 年度平泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第 37 号、平成 29 年度平泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第 7、同意第 2 号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案、人事案件の説明をさせていただきます。

議案書その 2 の 1 ページをお開きください。

同意第 2 号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、三浦英子。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、佐熊睦子委員長から平成29年4月25日付で、平成29年6月30日をもって辞職したい旨の届け出があり、平成29年4月27日に受理しましたことから、新たに三浦英子氏を教育委員に選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、これから同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第8、同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書その2の2ページをお開きください。

同意第3号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、駒形和宣。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が公選制から議会同意による町長の選任制に変更となったこと、また委員の定数が同法施行令の規定により、条例で定めることとなり、10名から7名になったことから、本6月会議に新たに同氏を含め7名の方をお諮りし、同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

それでは、これから同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第9、同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

議案書その2の3ページをお開きください。

同意第4号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、石川文士良。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

これで説明を終わります。

それでは、これから同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

その場で暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第10、同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書その2の4ページをお開きください。

同意第5号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉賢一。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

それでは、これから同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

その場で暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第11、同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その2の5ページをお開きください。

同意第6号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉力男。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

それでは、これから同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第12、同意第7号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その2の6ページをお開きください。

同意第7号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、鈴木正昭。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

それでは、これから同意第7号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを

採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、同意第7号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第13、同意第8号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

議案書その2の7ページをお開きください。

同意第8号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉三智枝。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

これで説明を終わります。

それでは、これから同意第8号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、同意第8号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第14、同意第9号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その２の８ページをお開きください。

同意第９号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、青木慶。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

それでは、これから同意第９号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第９号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で、本定例会６月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成29年平泉町議会定例会６月会議を閉じます。

散会 午後 １時３０分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤孝悟

署名議員 氷室裕史

同 寺崎敏子